

内閣府規制改革・民間開放推進室あて「全国規模の規制改革要望」(その2)

要望事項(事項名)

DMVの運転士免許基準を鉄軌道車両より簡易なものとして新設

具体的要望内容

『動力車操縦者運転免許に関する省令』第4条の運転免許の種類において、「DMV(詳細は添付資料1)運転免許」を追加し、その免許基準は、専用走行路及び操縦ミス時のバックアップシステム導入を条件に、既にある8種類の運転免許より簡易なものとする。

具体的事業の実施内容

鉄軌道事業の運営費の相当割合を占める運転士人件費を低減し、地方鉄道及びLRTの利便性を、多額の経費を要さずに向上させる。それにより、多額の財政支援を受けずにビジネスとして地方鉄道再生及びLRTを実現する(詳細は添付資料2)。

要望理由

地方鉄道及びLRTの採算性を確保できない原因の1つとして、運転士の人件費が高いことがある。本要望の実現が、その是正につながる。例えば、平成17年3月に廃止された岐阜名鉄3線の運転士人件費は、4月以降の代替バスの運転士人件費の倍以上であり、仮に前者が後者と同程度で経営できていたとしたら、極端な赤字経営とはならなかったと推定される。

その他(特記事項)

添付資料1:世界初の新技術 次世代の乗り物「DMV」

添付資料2:DMV活用による地方鉄道再生及びLRT実現(総論及び検討例)

12/13 国交省回答(制度の現状)

鉄道、軌道及び無軌条電車の係員は、地方運輸局長の運転免許を受けた後でなければ、動力車を操縦してはならない。

12/13 国交省回答(措置の概要(対応策))

動力車を操縦する者は、通常運転時はもとより機器の故障時や事故発生時における適切な判断・対応といった高度で専門的な知識・技能が求められるものであり、車両の構造がバス等に類似しているからといって運転士に求められる資質及び取扱いは他の列車と変わらないことから運転免許の簡素化は認められない。(c:全国規模で対応不可)

12/20 更なる意見

DMVは現行の鉄軌道車両と比較して操縦が簡易であることから、その操縦者は、省令第4条に定められた運転免許の種類に対応した以下の項目を習得している必要はない。

- ・制動機の操作の技能
- ・制動機以外の機器の取扱の技能
- ・動力車の構造及び機能に関する知識

「DMV運転免許」を新設して習得すべき項目をDMVの操縦に必要な技能及び知識に限定しても、輸送の安全の確保は図れる。